

(厨房設備)

第3条の4 調理を目的として使用するレンジ、フライヤー、かまど等の設備（以下「厨房設備」という。）の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。（せ）（ひ）

(1) 厨房設備に附属する排気ダクト及び天蓋（以下「排気ダクト等」という。）は、次によること。（せ）

ア 排気ダクト等は、耐食性を有する鋼板又はこれと同等以上の耐食性及び強度を有する不燃材料で造ること。ただし、当該厨房設備の入力及び使用状況から判断して火災予防上支障がないと認められるものにあつては、この限りでない。（せ）

イ 排気ダクト等の接続は、フランジ接続、溶接等とし、気密性のある接続とすること。（せ）

ウ 排気ダクト等は、建築物等の可燃性の部分及び可燃性の物品との間に10センチメートル以上の距離を保つこと。ただし、金属以外の不燃材料で有効に被覆する部分については、この限りでない。（せ）

エ 排気ダクトは、十分に排気を行うことができるものとする。（せ）

オ 排気ダクトは、直接屋外に通ずるものとし、他の用途のダクト等と接続しないこと。（せ）

カ 排気ダクトは、曲がり及び立下りの箇所を極力少なくし、内面を滑らかに仕上げること。（せ）

(2) 油脂を含む蒸気を発生させるおそれのある厨房設備の天蓋は、次によること。（せ）

ア 排気中に含まれる油脂等の付着成分を有効に除去することができるグリスフィルター、グリスエクストラクター等の装置（以下「グリス除去装置」という。）を設けること。ただし、排気ダクトを用いず天蓋から屋外へ直接排気を行う構造のものにあつては、この限りでない。（せ）

イ グリス除去装置は、耐食性を有する鋼板又はこれと同等以上の耐食性及び強度を有する不燃材料で造られたものとする。ただし、当該厨房設備の入力及び使用状況から判断して火災予防上支障がないと認められるものにあつては、この限りでない。（せ）

ウ 排気ダクトへの火炎の伝送を防止する装置（以下「火炎伝送防止装置」という。）を設けること。ただし、排気ダクトを用いず天蓋から屋外へ直接排気を行う構造のもの又は排気ダクトの長さ若しくは当該厨房設備の入力及び使用状況から判断して火災予防上支障がないと認められるものにあつては、この限りでない。（せ）

エ 次に掲げる厨房設備に設ける火炎伝送防止装置は、自動消火装置とすること。（せ）

(ア) 令別表第1(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項、(9)項イ、(16)項イ、(16の2)項及び(16の3)項に掲げる防火対象物の地階に設ける厨房設備で当該厨房設備の入力と同一厨房室内に設ける他の厨房設備の入力の合計が350キロワット以上のもの（せ）（つ）（ひ）

(イ) (ア)に掲げるもののほか、高さ31メートルを超える建築物に設ける厨房設備で当該厨房設備の入力と同一厨房室内に設ける他の厨房設備の入力の合計が350キロワット以上のもの（せ）（つ）（ひ）

(3) 天蓋、グリス除去装置及び火炎伝送防止装置は、容易に清掃ができる構造とすること。（せ）

(4) 天蓋及び天蓋と接続する排気ダクト内の油脂等の清掃を行い、火災予防上支障のないように維持管理すること。(せ)

2 前項に規定するもののほか、厨房設備の位置、構造及び管理の基準については、第3条(第1項第11号から第14号までを除く。)並びに第9条第1号及び第4号の規定を準用する。この場合において、第3条第3項の規定中「入力」とあるのは、「当該厨房設備の入力と同一厨房室内に設ける他の厨房設備の入力の合計が」と読み替えるものとする。(せ)(ほ)

【解説】

本条は、気体燃料、液体燃料又は電気を熱源とする調理を目的として使用するレンジ、フライヤー、オーブン等の火気設備と排気ダクト、天蓋等の附属設備について規制したものである。

1 厨房設備の建築物等及び可燃性の物品からの離隔距離は、表3の4-1のとおりである。

ただし、厨房設備が(一財)日本ガス機器検査協会及び(一財)日本燃焼機器検査協会並びに(一社)日本電機工業会が定めた防火性能基準に適合したものについては、防火性能が確保され、安全性が高いものとなっていることから、当該設備に貼付されている、いずれかの認証ラベルに記載されている離隔距離として差し支えない。

表3の4-1

火気設備等又は火気器具等の種別					離隔距離（単位センチメートル）				
					入 力	上方	側方	前方	後方
厨房設備	気体燃料	不燃以外	開放式	組込型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ、キャビネット型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ	14キロワット以下	100	15 (注4)	15	15 (注4)
				据置型レンジ	21キロワット以下	100	15 (注4)	15	15 (注4)
	不燃	開放式	組込型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ、キャビネット型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ	14キロワット以下	80	0	-	0	
			据置型レンジ	21キロワット以下	80	0	-	0	
	固体燃料	不燃以外	木炭を燃焼するもの	炭火焼き器	-	100	50	50	50
			不燃	木炭を燃焼するもの	炭火焼き器	-	80	30	-
	上記に分類されないもの	使用温度が摂氏800度以上のもの			-	250	200	300	200
		使用温度が摂氏300度以上800度未満のもの			-	150	100	200	100
		使用温度が摂氏300度未満のもの			-	100	50	100	50

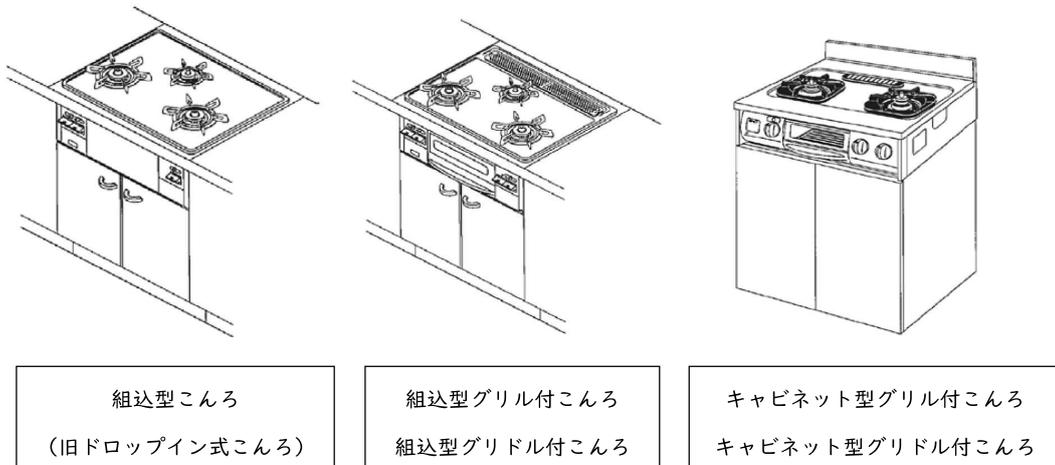
※（注4） 機器本体上方の側方又は後方の離隔距離を示す。

※ 組込型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろとは、調理台に落とし込んだこんろをいう。

キャビネット型グリル付又はグリドル付こんろとは、グリル付又はグリドル付こんろ専用のキャビネット(台)の上に取り付けたものをいう。

据置型レンジとは、オープンとこんろを組み合わせて台又は床面に据え置いたものをいう。

図3の4-1 こんろの例

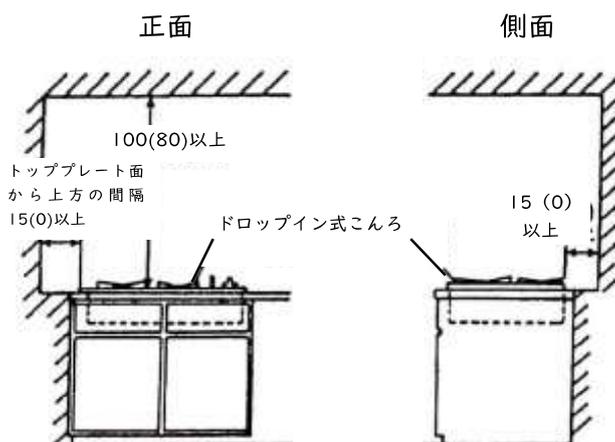


※ 図は「JIS S2103：2015」(家庭用ガス調理器) 図18、32、36から引用したもの

<設置例>

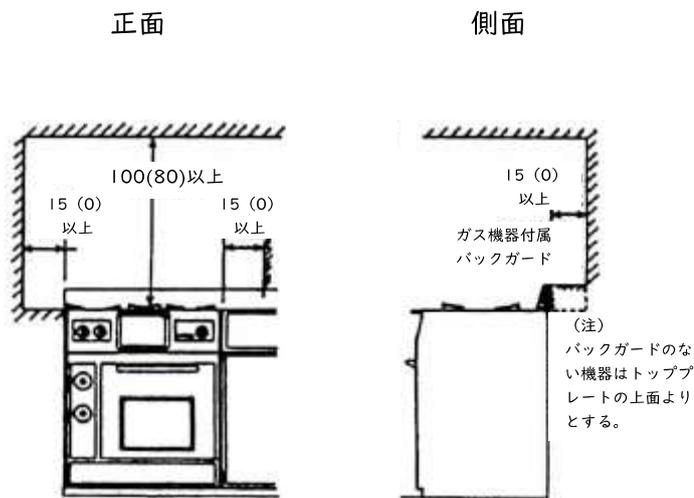
図3の4-2 厨房設備(気体燃料を使用するもの)と建築物等との離隔距離(センチメートル)(()
内は、不燃材料で有効に仕上げをした建築物等の部分又は防熱板である場合の離隔距離
を示す。以下同じ。)

- ① 組込型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ、キャビネット型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ (14キロワット以下)



※ () 内は、防熱版を取り付けた場合の寸法とする。

② 据置型レンジ (21 キロワット以下)



※ () 内は、防熱版を取り付けた場合の寸法とする。

2 第1項は、厨房設備の位置、構造及び管理についての規定である。

(1) 第1号は、排気ダクト等の構造を規制したものである。

ア 本号アは、排気ダクト等の材質を規定したもので、厨房設備に設ける排気ダクト等は、使用に際して発生する燃焼廃ガスのほかに調理に伴う油脂、水蒸気、じんあい等に耐えられるよう、また、万一ダクト火災が発生した際にも容易に破壊しないよう、一定の耐食性及び強度が要求されるものである。

「耐食性を有する鋼板又はこれと同等以上の耐食性及び強度を有する不燃材料」とは、排気ダクト等の材質については、ステンレス鋼板又は溶融亜鉛めっき鋼板、ガルバリウム鋼板 (JIS G3321 による溶融 55%アルミニウム-亜鉛合金めっき鋼板をいう。以下同じ。) 若しくはこれと同等以上の不燃材料をいうものである。

また、ただし書きの「当該厨房設備の入力及び使用状況から判断して火災予防上支障がないと認められるもの」とは、当該厨房設備の入力が21キロワット以下であって、かつ、当該厨房設備の使用頻度が低いと認められる場合をいうものであり、この場合には、天蓋としてステンレス鋼板等ではない溶融亜鉛めっき鋼板、ガルバリウム鋼板又はこれと同等以上の金属製のレンジフードファンを設置することができる。なお、一般の家庭において通常行われている程度の使用については、これに該当するものとして取り扱って差し支えない。

イ 本号イの「フランジ接続、溶接等」には、排気ダクトを差込み、リベットで止めてさらに耐熱テープで巻くものも含むものである。

ウ 本号ウは、ダクト内に火が入り、ダクト内が延焼してもダクト周囲の工作物に延焼しにくい構造とするための規定で、10センチメートルの離隔距離は最低の基準であり、できるかぎり大きな離隔距離を取る必要がある。

ただし書の「金属以外の不燃材料で有効に被覆する部分については、この限りでない。」とは、排気ダクト等にロックウール保温材 (JIS A9504 に示すもの)、けい酸カルシウム保温材

(JIS A9510 に示すもの) 又はこれらと同等以上の遮熱性及び耐熱性を有する不燃材料で、厚さ 50 ミリメートル以上被覆した場合をいう。

エ 本号エの「十分に排気を行うことができるもの」とは、「換気設備の衛生上有効な換気を確保するための構造」(昭和 45 年建設省告示第 1826 号) に適合する排気能力を有するものをいう。

オ 本号オは、排気ダクトに一般の空調用のダクトが接続されていると、排気ダクトに火が入った場合、ダクト内を火が走り、空調の排気口等から火を吹き出し建物に延焼する危険があるために設けられた規定であり、厨房設備の排気ダクトは専用とすることが必要である。ただし、給湯湯沸設備等の煙突のうち建基令第 20 条の 4 第 2 項第 5 号ただし書に該当するものにあつては、火災予防上十分な安全性を確保できる措置を講じた場合、「広島市火災予防条例の運用について」(平成 5 年 11 月 29 日指検第 26 号広島市消防局長通達)(別添資料 2) に限り、第 18 条の 2 (基準の特例) を適用し厨房設備に附属する排気ダクトと接続としても差し支えない。

(2) 第 2 号は、油脂を含む蒸気を発生させるおそれのある厨房設備の天蓋について規定したものである。

「油脂を含む蒸気を発生させるおそれのある厨房設備」とは、天ぷら、炒めものその他排気ダクトにおける火災の原因となる油脂を含む蒸気を発生する調理に使用する厨房設備をいう。

ア 本号アの「油脂等の付着成分を有効に除去する」とは、排気中に含まれる油脂類をできるだけダクト内に進入させないように入口で除去することをいう。ただし書の「排気ダクトを用いず天蓋から屋外へ直接排気を行う構造のもの」とは、天蓋が建築物外部に面する壁に接して設けられており、この接続部に存する排気口から屋外へ直接排気を行うものをいう。

イ 本号イの「耐食性を有する鋼板又はこれと同等以上の耐食性及び強度を有する不燃材料で造られたもの」とは、ステンレス鋼板又はこれと同等以上の耐食性及び強度を有する不燃材料で造られたものをいう。

また、「当該厨房設備の入力及び使用状況から判断して火災予防上支障がないと認められるもの」とは、前(1)アと同様であり、このような場合には、ステンレス鋼板等ではない溶融亜鉛めっき鋼板、ガルバリウム鋼板又はこれと同等以上の金属製のグリスフィルターとすることができる。

ウ 本号ウは、仮に天蓋に火が燃え上がっても、ダクトへの延焼を防止することを目的とした規定である。

(7) 「火炎伝送防止装置」とは、防火ダンパー又は自動消火装置(フード・ダクト用、レンジ用、フライヤー用、フード・レンジ用、フード・フライヤー用、ダクト用及び下引きダクト用簡易自動消火装置をいう。)をいうものである。

また、「排気ダクトの長さから判断して火災予防上支障がないと認められるもの」とは、厨房設備から 5 メートル以内にファン停止用スイッチを設け、かつ、その旨の表示が行われている場合であつて、次のいずれかに該当する場合は、火炎伝送防止装置を設置しないことができる。

- a 厨房室から直接屋外に出る水平部分の長さが4メートル以下の排気ダクトで、厨房室内に露出して設置されているもの
 - b 耐火構造の共用排気ダクトに接続されている水平部分の長さが2メートル以下の排気ダクトで、厨房室内に露出して設置されているもの
- なお、本号アの「排気ダクトを用いず天蓋から屋外へ直接排気を行うもの」及び本号イの「当該厨房設備の入力及び使用状況から判断して火災予防上支障がないと認められるもの」についても、火炎伝送防止装置を設置しないことができる。

- (イ) 「火炎伝送防止装置」として防火ダンパーを設ける場合は、次によること。
 - a グリス除去装置に近接する部分に設けること。
 - b 火炎等により温度が上昇した場合において、自動的に閉鎖する構造とすること。この場合、自動閉鎖の作動温度設定値は周囲温度を考慮し、誤作動を生じない範囲でできる限り低い値とすべきであること。
 - c 防火ダンパーは、厚さ 1.5 ミリメートル以上の鉄板又はこれと同等以上の耐熱性及び耐食性を有する不燃材料で造られたものであること。
 - d 閉鎖した場合に防火上支障のあるすき間が生じないものであること。
- (ウ) 自動消火装置の性能及び設置基準については、「フード等用簡易自動消火装置の性能及び設置の基準について」（平成5年12月10日消防予第331号）によることとするが、（一財）日本消防設備安全センターの認定品を使用することが望ましい。

エ 本号エは、特定の防火対象物又はその部分に設けられる厨房設備の火炎伝送防止装置としては、防火ダンパーは認められず、自動消火装置としなければならないとした規定である。特定の防火対象物又はその部分における同一厨房室内に設ける厨房設備の入力の合計が350キロワット以上であれば、当該厨房室内にある油脂を含む蒸気を発生させるおそれのある厨房設備の天蓋すべてに自動消火装置を設置する必要がある。

- 3 第2項は、第3条の炉の位置、構造及び管理についての規定が第1項第11号から第14号までを除いて、厨房設備に準用されることを規定している。また、この場合において第3条第3項の規定中「入力」を「当該厨房設備の入力と同一厨房室に設ける他の厨房設備の入力の合計が」と読み替えるのは、厨房設備の場合、その使用形態上、同一室内において複数の設備が一体として同時に使用される場合が多いため、同一厨房室内に設けるすべての厨房設備の入力の合計によることとしたものである。

なお、不燃区画、自動消火装置及び届出に関しての350キロワットの算定にあっては、調理を目的とする設備及び器具は全て算定の対象とすること。また、排気ダクト等の位置及び構造については、本条によるほか、細部については、「厨房設備に付属する排気ダクト及び天蓋の設置基準」（昭和61年12月20日甲検第24号広島市消防局長通達）（別添資料3）によることとしている。